

判決年月日	平成25年2月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成24年(行ケ)第10216号		
○ 名称を「ポジトロンCT装置」とする発明につき、発明の実質的同一性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条1項3号

1 事案の概要

原告は、平成16年12月22日、名称を「ポジトロンCT装置」とする発明につき特許出願したが、拒絶査定を受けたので、不服審判請求をしたところ、平成24年5月2日、特許庁から「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決を受けたので、審決の取消しの訴えを提起した。本件訴訟における争点は、手続違背及び発明の新規性である。

2 裁判所の判断

裁判所は、主として次のとおり判示して、審決がした発明の実質的同一性判断に誤りがあるとし、審決を取り消した。

刊行物1(特開平10-206546号公報)の発明の詳細な説明では、主として光子の散乱補正の問題について記載されており、ポジトロンCT装置における光子の吸収補正として明示的に予定されているのは、いわゆるトランスミッション計測によるものだけである。段落【0053】の記載も、散乱同時計数に係るデータを控除して再構成画像のS/N比を向上させるため散乱補正を行う観点からなされた記載にすぎず、同段落を含む発明の詳細な説明には、被検体の輪郭形状から吸収補正を行うことは記載も示唆もない。引用発明の光学式3Dスキャナもトランスミッション・データと同様に被検体による光子吸収を補正する際に用いられているとする審決の認定は誤りである。したがって、光学的に計測した輪郭形状データに基づいて吸収補正を行う構成の有無に関わる本願発明と刊行物1記載の引用発明の相違点は実質的なものである。